

○「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策に基づく各施策の着実な実施について

〔平成24年8月9日監甲達第36号
石川県警察本部長から部課署長あて〕

警察改革については、平成12年8月に国家公安委員会・警察庁が策定した「警察改革要綱」に基づいて取組が開始され、その後、平成17年12月に策定した「警察改革の持続的断行について」に基づき、全国警察において継続的な取組が推進されてきた。

さらに、平成22年11月、「警察改革」に盛り込まれた各施策の定着化・深化について（平成22年11月8日付け務甲達第120号ほか）により、「警察改革の精神」の具現化である個々の施策については、言わば非常時の「改革」の一環としてではなく、むしろ日常的に推進する施策の中で、更なる定着化・深化を図ることとされるなど、平成12年以降、県民のための警察を確固とするための取組が進められてきたところである。

しかしながら、平成22年以降、全国における非違事業の件数が増加傾向にあり、国民の警察に対する信用を著しく失墜させるなど、憂慮すべき事態が生じている。

かかる事態を受け、警察庁においては、この度、別添のとおり「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策を取りまとめ、警察庁及び都道府県警察において、これに基づく各施策を推進し、国民の信頼及び治安の確保を図ることとされたところである。

各位にあっては、別添「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」の冒頭に掲げられた策定の趣旨、経緯等を十分に理解の上、これに基づく各施策の着実な実施に向け、遺漏なきよう対応されたい。

別添

「警察改革の精神」の徹底のために
実現すべき施策

平成24年8月

警察庁

実現すべき施策のとりまとめに当たって

平成12年8月、国家公安委員会及び警察庁が「警察改革要綱」を策定した後、全国警察は、その実現に全力を尽くし、それと共に非違事案も順調に減少した。

しかしながら、平成22年、全国における非違事案は大幅な増加を示し、翌23年、そして本年も、その傾向は続いている。加えて、警察署の幹部が非違事案を組織的に隠蔽した事案や、警察の対応の不備をめぐる事案の再度の検証において「警察改革の精神」の不徹底が明らかとなる案件も生ずるに至り、全国警察が総力を挙げて推し進めてきたはずの警察改革の取組が、改めて問われる事態となっている。

こうした状況を受け、警察庁においては、庁内に「「警察改革の精神」の徹底等に向けた総合的な施策検討委員会」を設置し、全ての部局が、現状を正面から受け止め、警察改革の原点に立ち返り、また、将来を見据えて、なすべきことを改めて問い合わせ直すこととした。

本年5月以降、委員会を9回にわたって開催し、現状における問題点や具体的な施策につき議論を重ねたほか、委員会の下に設置された作業グループ会合で精力的な検討を行った。また、国家公安委員会に報告を行い、今後のあるべき施策について指導を受け、さらに、番敦子弁護士、國廣正弁護士を始めとする部外の有識者多数に意見を求め、都道府県公安委員会及び都道府県警察にも意見を聴取しつつ施策を検討した。検討に当たっては、警察庁が、本年度第1四半期に行った「警察改革の精神を踏まえた非違事案防止対策」をテーマとする総合監察の結果を取り入れることにも留意した。

委員会においては、全国警察が取り組むべきことは「警察改革」の重要な精神である「国民のための警察の確立」と「警察の自浄機能の強化」、そのための「人的基盤の強化」であると考え、あるべき姿を追及した。その中で、「国民のための警察」を確立するため、今、最も求められていることは、「警察刷新に関する緊急提言」に指摘されているように、「警察の真髄は、困り苦しむ国民を助け、不安を抱く人々に安心を与えること」であると改めて認識し、そのことを明確化して柱の一つに据え、「目次」に記す12の施策を検討課題として設定した。

委員会における上記の検討を経て、「早急に実施すべき施策」を取りまとめたところ、これらについては、準備が整い次第、順次実施に移すこととした。また、それ以外のものについては、今後も引き続き、全国の都道府県公安委員会から意見を聴取し、国家公安委員会から更なる指導を受けつつ検討を深めることとし、この際、施策に関連する高い専門的知見を有する部外有識者にも検討をいただくなどして、真に実効ある施策を構築することとした。

警察庁は、今後とも、「警察改革の精神」の徹底を図り、国民のために尽くすというひたむきな使命感と誇りを持ち、日夜、地道な活動をしている全国の多くの警察官が、国民の信頼を確固たるものとできるよう取り組んでいく決意である。

目次

1 被害の不安に困り苦しむ人に応える警察の確立

施策 1 ・ ・ ・ 警察安全相談・事件相談への迅速・確実な組織対応

施策 2 ・ ・ ・ 被害者の立場に立った被害届、告訴・告発等の迅速・確実な受理と対応

施策 3 ・ ・ ・ 女性被害者等に対する対応強化

施策 4 ・ ・ ・ 都道府県警察の業務運営の在り方等の見直し

2 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

施策 5 ・ ・ ・ 非違事案等の未然（再発）防止対策の強化

施策 6 ・ ・ ・ 厳正な調査・検証の徹底

施策 7 ・ ・ ・ 非違事案の組織的隠蔽等を根絶するための取組

施策 8 ・ ・ ・ 証拠品や書類の取扱いに係る非違事案防止の徹底

3 警察活動を支える人的基盤の強化

施策 9 ・ ・ ・ 警察職員の使命感と誇りを醸成する施策の推進

施策 10 ・ ・ ・ 警察官の採用等の在り方の見直し及び女性警察官の採用・登用の拡大

施策 11 ・ ・ ・ 職務執行の中核たる中堅幹部（警部・警部補）の資質の向上

施策 12 ・ ・ ・ 警察組織における適切なコミュニケーション方策の推進

1 被害の不安に困り苦しむ人に応える警察の確立

施策1

警察安全相談・事件相談への迅速・確実な組織対応

— 施策の必要性 —

「長崎県西海市西彼町における女性2名被害の殺人事件」をめぐる一連の対応においては、警察安全相談・事件相談（以下「警察安全相談等」という。）に対し、迅速・的確な組織的対応がなされず、殺人事件が発生する結果となった。こうした事案にも鑑み、警察安全相談等について、内容の如何にかかわらず組織として確実に受理し、放置や処理のもたれ合いの絶無を期すための方策や、相談者の安全・安心を確保するための支援（以下「相談者支援」という。）等を徹底することが必要となっている。

— 早急に実施すべき施策 —

①総・警務部門における警察安全相談等の受理・点検業務の実施

相談等への組織的対応を徹底するため、都道府県警察における警察安全相談等の受理と相談者支援を事案処理の部門から分離し、総・警務部門において行うこととする。また、国民が警察における相談窓口を利用しやすくなるため、当該部門に総合的な窓口を設置する。警察署に受理等のための一定の体制を構築する。

警察安全相談等のうち、緊急性のあるものについては直ちに警察署長（夜間等の場合は当直責任者。以下同じ。）まで報告し、警察署長は担当部門への初動指揮を行うこととする。警察署の受理部門は、警察署長指揮の下、相談内容に応じて担当部門を指定して引き継ぐものとするが、その後においても受理部門において、引継ぎ後の各部門における措置の進捗状況の点検等を行うこととし、事件化措置等の対応が遅れていないかなどの確認を行うとともに、相談者に対するアフターケア等相談者支援を行うものとする。

②相談情報管理システムの整備

警察本部長、警察署長等が警察安全相談等に対する対応、処理の状況を常時掌握し、的確な指揮ができるよう、各都道府県警察における相談情報管理システムの整備を促進するほか、既に整備されている都道府県警察においても、機能の充実に努めるものとする。

また、警察情報管理システムによる相談情報管理業務（相談情報ファイル）では、各都道府県警察の相談に係る関係者（加害者）情報等を集約し、全国的に共有を図っているところであるが、警察署においては警察本部に依頼してしか照会が行えない状況であるため、警察署における照会をより容易にするなどの改善について検討する。

施策2

被害者の立場に立った被害届、告訴・告発等の迅速 ・確実な受理と対応

一 施策の必要性 一

業務の多忙を理由に被害届の受理や被害状況の聴取を先送りするなど、被害者・国民の立場に立った迅速、的確な対応がなされなかつたことから、被害の届出、告訴・告発等の相談、訴出がなされた場合に被害者等を待たせることなく、迅速・確実に受理・対応すること、また、複数の都道府県警察等が関係する事案について、関係する都道府県警察等が緊密に連携することを徹底する必要がある。

一 早急に実施すべき施策 一

①被害者の要望に応えた迅速で確実な受理の実現

被害の届出は、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものを除き、即時受理することを徹底する。この場合において、別の急訴事案対処等の必要があるときは、他の勤務員に適切な措置を行わせるものとする。「明白な虚偽又は著しく合理性を欠く」として被害届を受理しなかつた場合は、上司に申告内容等を報告する。

また、被害者の被害の届出が管轄外の事件であっても即時受理することとし、この場合において、被害者が複数の都道府県警察又は警察署の管轄に属する場所において被害に遭う可能性がある場合には、被害届を受理した警察署及び他の関係する警察署は、関連情報の共有を図るなど緊密に連携するものとする。

さらに、被害者が希望するときは、申告の日時、捜査等に関する問合せ先（所属・電話番号）等を記載した書面を交付する（「被害者連絡実施要領」で定める身体犯（殺人罪、強盗致死傷罪、強姦罪等）を除く被害申告に対して試行実施）。

加えて、届出等における被害者の負担を軽減するため、被害届の様式の見直し等、手続の簡素化を図る。また、作成すべき捜査書類の合理化の検討（施策8参照）に当たっても、被害者等の負担の軽減に配意することとする。

告訴・告発については、告訴・告発センター等一括した専務部門の窓口で、必要に応じ聴取・検討を直ちに行つた上で迅速に受理するものとし、本部事件主管課において、個別の案件ごとに指導・管理を徹底する。

②ストーカー・DV事案等における被害者支援の強化

ストーカー・DV事案を始めとした恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応について、このような事案は事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことから、被害の拡大を「予防」、「未然防止」するという観点から迅速・確実に行うべきであるとの基本的考え方を持った上で、警察署長が必要により専従体制を確立するなどの組織による的確な対応等を徹底するものとする。

また、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る被害者等に対して、被害者の意思決定を支援するための書面を活用して警察の執り得る措置やこの種事案の特徴、被害者自身の選択・決断、協力の必要性等を分かりやすく説明し、被害の届出、警告の申出等の意思決定を支援するものとする。

さらに、関係場所が複数都道府県にわたるものについては、被害者等から最初に相談を受理した都道府県警察の連絡担当者が関係都道府県警察の連絡担当者に確実に事案の連絡を行うこととするなど関係都道府県警察が連携を密にして確実に情報を共有するものとする。

加えて、ストーカー規制法等の運用等における問題点について都道府県警察に意見聴取を行い、その結果を踏まえて被害者の保護のためにいかなる措置が必要かを検討するものとする。

施策3

女性被害者等に対する対応強化

— 施策の必要性 —

平成23年中の警察安全相談の約半数は女性相談者によるものであることや刑法犯被害件数に占める女性の割合は約3割であることから、女性被害者等の心情に根ざした業務を推進するためには、相談対応、被害者支援等を充実させる必要がある。

— 早急に実施すべき施策 —

①女性被害者等の心情をより理解した対策の推進

女性が被害者となる事案についての相談・被害届の受理、事情聴取、被害者支援業務等について、女性警察職員に対応してほしいという相談者の要望に応え得る体制を整備する。そのために、都道府県警察の実情に即して、夜間・休日を含め、女性警察職員が24時間体制で警察安全相談等を受理し、相談者支援に加わるために必要となる体制・制度の構築に努める。（施策10参照）

②女性被害者等の心情をより理解するための教養の推進

女性被害者等に対する適切な対応をより一層推進するため、女性被害者等の講話によりその心情の理解を深めるとともに、女性被害者等の心情に根ざした相談受理・事件処理、被害者支援等についての教養の充実を図る。

— 更に検討すべき施策例 —

①女性の視点を一層反映した対策の推進

施策4

都道府県警察の業務運営の在り方等の見直し

— 施策の必要性 —

最近における警察事象の増大に伴い、警察署及び警察署長の負担が過重になっており、適切な業務運営の支障になっている状況がみられる。また、「長崎県西海市西彼町における女性2名被害の殺人事件」に関する千葉県警察による再検証の結果、警察署の複数の課の間において連携を図るための措置が十分に講じられていないなど警察署の運営が効果的・有機的に行われていないこと、警察本部主管課による指導・支援が十分に行われていないなど警察本部と警察署の間の連携に不備がみられること等の組織運営上の問題が明らかになった。

このため、都道府県警察の業務運営等についての見直しを行い、都道府県警察の業務の効率化を図る必要が生じている。

— 早急に実施すべき施策 —

①警察署を中心とした都道府県警察の業務の合理化

都道府県警察において、警察署長及び副署長の決裁事項の見直し等の業務負担の軽減、報告書類の削減を含む業務管理の在り方の見直し、警察本部や警察署の業務分担や連携の在り方等についての見直し等を行う。また、警察庁において、都道府県警察の実態を踏まえた業務効率化のための指導・支援を強化する。

— 更に検討すべき施策例 —

①都道府県警察の業務運営の効率化・組織化

2 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

施策 5

非違事案等の未然（再発）防止対策の強化

— 施策の必要性 —

これまで、各都道府県警察で発生した非違事案に関する詳細な情報や教訓が十分に全国警察で共有されず、同種事案が全国で繰り返して発生する一因となっていたほか、各都道府県警察内部においても監察部門の持つ情報が警察署を含む全組織に十分に提供され、再発防止に活かされていたとは言い難い面がある。これらの問題を克服するため、全国警察が全国の教訓等を共有するとともに、各都道府県警察内部でこれらを共有し、十分に活かした未然（再発）防止策を全国で展開する必要がある。

また、今後とも国民の声を十分に活かした業務改革を行うことが必要であることに鑑みると、苦情申出制度等の一層適正な運用や利便性の向上等の取組を行うことが必要となっている。

— 早急に実施すべき施策 —

①懲戒処分事案の情報共有制度の構築

全国で発生した非違事案を全ての都道府県警察で教訓とし、再発防止策を推進するため、警察庁及び都道府県警察間において、懲戒処分を行った非違事案について、その概要にとどまらず、背景事情、原因及び再発防止策等について情報を共有する制度を構築し、徹底する。

また、この取組の一環として、警察庁は、毎月、前月の主な懲戒処分事案の分析結果等を都道府県警察あてに通知する。

②部門横断的な再発防止策の検討・展開

業務上の非違事案については、部門横断的な会議（「非違事案防止対策委員会」）を通じ、監察部門は業務主管部門に詳細な情報を提供し、業務主管部門は原因・背景の分析、再発防止策の立案を行い、着実に実施するとともに全部門にこれを還元する取組を推進する。この場合において、業務管理の

ための書類がいたずらに増加し、過度な業務負担を招くことがないよう十分な吟味や検証を行い、また、複数の業務主管部門が関係する事案については、いわゆる縦割りの弊害が生じることのないよう総合的な検討を行うこととする。また、私行上の非違事案についても、その発生原因や再発防止策等について、同会議を活用して情報の共有を図り、全部門を挙げて的確な防止対策を推進する。

③国民の声を活かした業務改革の推進

I 苦情等への積極的な対応

都道府県警察の「非違事案防止対策委員会」においては、国民から寄せられた苦情や要望等を組織や業務の改善に活かすための検討等を行い、警察庁の「非違事案防止対策委員会」においては、効果的な業務改善策の全国への周知・普及等に取り組む。

また、苦情や要望等について、業務改善に活かすべきものが見過ごされることのないようにするとともに、申出を受けた苦情が定められた手続により漏れなく処理されるようにするために、申出の内容が苦情に該当するか否かの判断を所属長等の幹部が確實に行うなど、組織的な取扱いを徹底する。

加えて、苦情を申し出ようとする国民の利便性を高めるため、都道府県警察のウェブサイトや警察署の案内表示等の改善を進める。

II 警察署協議会からの意見聴取等

警察署員による非違事案につき処分を発表した場合には、警察署長は、警察署協議会に対し、その概要及び再発防止策等を説明し、意見を聴取することとし、管内住民の視点を警察署における非違事案防止に取り入れる。この場合において、社会的反響が大きい事案については、非違職員の所属する警察署以外の警察署においても同様の説明を行うなど、幅広い取組を行うこととする。

施策 6

厳正な調査・検証の徹底

— 施策の必要性 —

「長崎県西海市西彼町における女性2名被害の殺人事件」に関する千葉県警察等による検証については、警察署員のレクリエーション旅行に関する事実が欠落しており、千葉県警察において再検証を行うこととなった。同県警察の監察部門を主体とした再検証の結果、「(前回検証は)警察内部の視点に止まっており、被害者や国民の視点からの評価がなされなかったこと」等が明らかとなり、警察の自浄機能に疑念を抱かせる結果を招來したところ、こうした事案に対する厳正な調査・検証の在り方やこれらにおける監察部門の在り方等を検討する必要がある。

— 更に検討すべき施策例 —

- ①厳正な調査・検証のための体制の拡充
- ②監察部門の独立性向上
- ③公安委員会が住民や専門家からの意見聴取を行うことができる仕組みの導入
- ④公安委員会による管理の強化のための適切な報告

施策7

非違事案の組織的隠蔽等を根絶するための取組

— 施策の必要性 —

警察署長等の幹部が非違事案を組織的に隠蔽し、かつ、当該事案に関する情報が長期間にわたって県警察により把握されなかつた事案が発生したが、警察署長主導による隠蔽事案は、警察改革以降、初めての発生であり、組織として、再度、非違事案の隠蔽を防ぐための環境を整備することが必要となっている。

— 早急に実施すべき施策 —

①警察署長・副署長等に対するサポート体制の充実

警察署の運営・管理を担う警察署長及び副署長等に対する都道府県警察本部による支援の充実を図る。特に、警察署長を補佐し、署員を指導監督する立場にある副署長等が、署員による非違事案の未然防止対策等、警察署業務の管理・運営を円滑に行えるよう、監察部門を含む警察本部総・警務部門による副署長等に対するサポート体制の充実に努めることとする。

②都道府県警察本部による辞職承認手続の実質化

非違事案を起こした職員を一身上の都合で退職させ、事案を隠蔽した事案が発生したことに鑑み、自己の都合により退職する者については、辞職を承認する前に、都道府県警察本部人事担当課において、本人等からの理由の聴取その他の必要な調査を確実に行い、真の理由を確認することにより、非違事案の隠蔽の防止を徹底する。

— 更に検討すべき施策例 —

①内部通報制度等の活性化

内部通報制度の窓口を公安委員会に設置し、処理の一層の厳格化を図る。

②規律違反行為を自主的に申告した者に対する懲戒処分等の減免

③監督責任の実質化

施策8

証拠品や書類の取扱いに係る非違事案防止の徹底

— 施策の必要性 —

証拠品や捜査書類といった司法手続における「証拠」に係る非違事案が断続的に発生していることから、証拠品や書類の紛失、改ざん等の根絶を図るために仕組みを構築するとともに、「証拠」の重要性等に係る教養を徹底することが必要となっている。

また、特に地域警察において、幹部による指導・管理がなされぬまま、若手警察官が書類を改ざん、放置するような事案がみられるところであり、地域警察における業務管理や個々の若手警察官に対する指導・支援の強化が求められている。

— 早急に実施すべき施策 —

①証拠品の厳格な管理・捜査書類の合理化

証拠品の量的増加、保管期間の長期化により、個々の警察署での保管に支障を生じつつあることから、都道府県警察の実情に応じて、本部が管理する保管倉庫に長期保管物件（捜査継続中であるが一定期間の経過によりその出し入れがなくなった証拠品）等を集中させる一括管理方式を推進するとともに、警察保管中の証拠物件のうち必要度の低いものについて還付を積極的に行うなどにより、証拠品保管の負担を軽減する。併せて、証拠品の点検の在り方を見直し、点検作業を効率化しつつ、証拠品紛失の危険を最小化できるよう、封印措置等の導入を図る。捜査書類については、近年の捜査書類作成状況について調査し、負担軽減方策について検討を行い、必要に応じ関係機関とも協議の上、作成する書類の合理化を図る。

②「証拠」の重要性等に係る教養の徹底

現在、採用時教養における証拠品に係る教養については、領置調書等、証拠品に係る書類作成要領を中心に教養を行っていることから、カリキュラムを見直して、証拠に関する講義を充実させ、採用時教養の段階から、その重要性、取扱手続等に係る教養を徹底する。

また、巡査部長任用科、警部補任用科等の昇任時教養では、証拠の種類、各種捜査書類の証拠能力といった証拠の知識に関する講義が中心であることから、「証拠の紛失、改ざん等が捜査・公判に与える影響」、「証拠価値の保全、個人保管の禁止」等、証拠物件の重要性等に係る講義を充実させる。

さらに、学校教養のみならず職場教養においても、証拠の取扱いに関するミスへの対処方法を理解させる教養の一層の徹底を図る。

③地域警察における業務管理及び指導・支援の強化

地域警察官が取り扱う事案の処理についての組織的な業務管理及び指導・支援の強化並びに組織的な捜査資料の管理の徹底を図る。このため、個々の処理手続、特に、必要な書類の作成については、これを部下職員に任せきりにすることなく、必ず地域警察幹部の責任において、その確実な把握と的確な指揮・指導の下で行うことを明確化するほか、専務部門と連携して地域警察幹部が事件処理の進捗状況等を点検する仕組みの整備等を行う。一方、捜査資料の保管等についてはチェック体制の実効化を図るなど、現在の取組を更に徹底する。また、書類の作成ミス等の失敗への対処要領や地域警察の各種業務要領につき、自発的に習得することができる資料等の充実を図ることにより地域警察官の能力向上を指導・支援する。加えて、微罪処分対象事件については、処分の際の処置（被疑者に対する訓戒）等を検挙警察官以外の地域警察幹部が確実に行う仕組みとする。

さらに、一部の非違事案の背景には、検挙件数を過度に重視する「悪しき件数主義」の影響がうかがえることから、これを排するとともに、数で把握しにくい業務やその実績についても、それぞれの地域の治安情勢等に応じて適正に評価がなされるようとする。

3 警察活動を支える人的基盤の強化

施策9

警察職員の使命感と誇りを醸成する施策の推進

— 施策の必要性 —

全ての警察職員が警察改革の精神に立脚した職務を遂行するためには、そういった職務に対する職員の使命感と誇りを一層高いものにする必要がある。また、知識として理解している内容が、幹部をはじめとする警察職員一人一人の行動及び判断の指針（意識）となるよう更なる意識改革を進めることも必要である。

さらに、「悪しき件数主義」・「事件偏重主義」が警察改革の精神に立脚した職務や精神の内在化を妨げている面があるため、これを排し、数字に表れない業績を適正に評価し、賞揚する仕組みについても検討を行う必要がある。

このほか、職員の服務の確保のため定めている規則の中には、近年の社会事情等から、必要性が失われているものやあまりに細かすぎる規律内容となっていて、むしろ、職員一人一人が自らの行動の在り方を考え律することを妨げているのではないかといった指摘があることから、こうした観点からの点検・見直しを進める。

— 早急に実施すべき施策 —

①被害者や国民を護ることについての使命感と誇りを高める教養

各種教養で、被害者等の思いや国民の警察に対する期待、信頼を直接聴取し、また、被害のおそれから市民を護った事例に学ぶなどして、警察職員としての使命感と誇りを醸成する。また、国民の視点に立脚した組織運営の徹底を目的とし、幹部職員の意識改革を図るため、危機管理、企業コンプライアンス等に関する部外有識者による講話の積極的実施、新任警察署長等に対する研修内容の充実、警察本部長と警察署長との個別検討会の積極的実施等を推進する。

さらに、幹部職員を始め警察職員一人一人の更なる意識改革を図るため、

警察改革の精神の浸透に資する視聴覚教材の作成、使命感と誇りを醸成する伝承教養の積極的実施、都道府県警察での効果的な施策の共有等を推進する。

②適正な業績評価による表彰・賞揚の推進

警察職員の業績を国民、社会等の安全確保への貢献度から適正に評価して表彰・賞揚する仕組みを構築する。

そのために、警察庁において警察安全相談、犯罪被害者支援、身体犯等の重大事案への発展防止等、業績として適正に評価し、賞揚すべきと判断される業務の抽出と当該業務を適正に評価する指標等の検討を行い、これらの業務における表彰・賞揚が適正になされるよう、表彰の指針等を作成し、都道府県警察に対して通知することとする。

③服務に関する規則の見直し等の推進

職員の服務の確保のため定めている規則（例えば、私事旅行の際の移動手段の制限や届出の範囲等）を改めて点検し、近年の交通や通信等の事情にそぐわないものや必要性が失われているものの改正や廃止を検討する。併せて、これらの規則にのっとった管理を行うために定められている届出書その他の書類についても、過度な負担となっていないかなどの観点から見直しを行い、簡素化や廃止を検討する。

施策10

警察官の採用等の在り方の見直し及び女性警察官の採用・登用の拡大

— 施策の必要性 —

都道府県警察において懲戒処分を受けた若手警察官の中には、警察官としての倫理観に重大な問題がある者や責任感・目的意識の希薄な者がみられるところ、採用に当たり、警察官としての適性をより的確に評価できる仕組みを導入するとともに、初任教養において、警察官としての適格性をより的確に把握し、適正な指導等を行うための仕組みを構築することが必要となっている。

また、警察官の質を確保していくためには、女性を積極的に採用し、能力や実績を有する女性警察官を積極的に登用していくことが必要である。

— 早急に実施すべき施策 —

①女性警察官の採用・登用の拡大

女性警察職員による24時間体制の警察安全相談等の受理体制の構築(施策3参照)、女性捜査官の配置拡大を含めた女性警察官の一層の職域拡大、指揮・判断の権限を有する幹部職員ポストへの女性警察職員の一層の登用拡大等により、女性の心情により配意した相談業務、捜査活動等を推進していくとともに、現に各都道府県警察において策定している「女性警察官の採用・登用の拡大に向けた計画」を前倒しで達成する。

— 更に検討すべき施策例 —

①採用及び初任教養の在り方の見直し

警察官としての適性をより的確に評価する仕組みを検討する。

施策11

職務執行の中核たる中堅幹部（警部・警部補）の資質の向上

— 施策の必要性 —

業務上の非違事案の防止のためには、中堅幹部（警部・警部補）による業務管理の徹底が重要であることから、能力・識見の見極めや教養の充実により、これらの者の資質の向上を図ることが必要である。

また、警部補については、階級構成は正による責任の所在の不明確化等が克服すべき課題となっているところ、職制の在り方等について検討を進めることが必要となっている。

— 更に検討すべき施策例 —

①厳格な昇任管理の徹底等

厳格な昇任管理を徹底するとともに、警部補の職制の在り方等について検討する。

②業務管理能力の向上を図るための各種教養の強化

中堅幹部としての業務管理能力等を向上させるための教養を強化する。

施策12

警察組織における適切なコミュニケーション方策の推進

— 施策の必要性 —

警察組織におけるコミュニケーション方策においては、有事即応の観点から職責に応じた配慮が必要である。現在、職員相互の絆を強め、組織を活性化するために各種スポーツ大会や文化活動、旅行や食事会等のレクリエーション等を実施し、一定の役割を果たしているところであるが、より効果的に推進する一方で、レクリエーション等の実施に際しての留意事項を定めること等により、あらゆる警察事象に対応し得る態勢を保持し、国民の信頼を確保することが求められている。

— 早急に実施すべき施策 —

①レクリエーション等の実施に当たっての留意事項の策定等

レクリエーションは、職員の元気回復、組織活性化等に効果的であり、労働安全衛生法第70条においても事業者はレクリエーションについて便宜を供与するなどの必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定され、都道府県警察もその推進に努力義務を負っているところである。その一方、有事即応の観点から、業務に支障を及ぼさないようにする必要があるため、都道府県警察等におけるレクリエーションの実施時期や実施場所等、所属長による代替要員の指名や重大又は特異な事案が発生した際の中止の判断等に関して留意すべき事項を定め、適切な対応を徹底する。また、警察における適正な飲酒の在り方の徹底を図り、有事に際しての対応に万全を期するとともに、国民の信頼の確保に努める。

②職員等の間の絆を強める効果的なコミュニケーション方策の推進

社会の価値観の多様化や職員の意識の変化を踏まえ、家族を含めた職員等の間の絆を強める多様なコミュニケーション方策として、家族を対象とした職場見学や、職員と家族が一緒に参加するウォーキング等効果的な事例を都道府県警察に対して示し、それぞれの職場に応じた積極的な取組を促し、職

員が高い士気を持って能力を十分発揮できるようにするため、風通しの良い職場づくりを推進する。

③職員の生活及び将来設計の不安、悩み事の解消に向けた支援策の推進

適切なライフサイクルプランを樹立せず、経済的な問題を抱えるなどして、職務に支障を来す者等も見受けられることから、生活相談制度のより一層の活用を始め、職員のサポート体制を充実させることにより、職員の抱える不安、悩み事や職場への要望等を把握し、その解消を支援していく。

「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策について

別紙1

(赤字下線が早急に実施すべき施策)

被害の不安に困り苦しむ人に 応える警察の確立

1

警察安全相談・事件相談への 迅速・確実な組織対応

①総・警務部門における警察安全相談等の受理・点検業務の実施

相談等を迅速かつ確実に受け止め対処するため、受理と事案の処理を分離し、受理部門（総警務部門）において署長指揮の下、事案処理の進捗管理や相談者の安全安心の確保等の「相談者支援」を実施する。

②相談情報管理システムの整備

署長・本部長等が相談等の対応・処理状況を常時掌握・指揮できるよう、情報管理システムの整備を図る。

2

被害者の立場に立った被害届・告訴・ 告発等の迅速・確実な受理と対応

①被害者の要望に応えた迅速で確実な受理の実現

被害の届出等がなされた場合には、即時に受理するなど迅速・確実に対応する。また、被害者の負担軽減のための書類、手続等の簡素化を図る。

②ストーカー・DV事案等における被害者支援の強化

必要により専従体制で被害を予防するとともに、被害者への支援を行う。また、現行法の運用上の問題点につき新たな措置の必要性について検討を行う。

3

女性被害者等に対する対応強化

①女性被害者等の心情をより理解した対策の推進

警察安全相談等の受理を行う部門において、女性被害者等の希望に応じ、女性警察職員による24時間対応が可能な体制を整備する。

②女性被害者等の心情をより理解するための教養の推進

①女性の視点を一層反映した対策の推進

4

都道府県警察の業務運営の在り方等の見直し

①警察署を中心とした都道府県警察の業務の合理化

警察署の負担増や内部の連携不備等の組織運営上の問題が、被害者・国民の立場に立った対応の妨げになることのないよう、署長の決裁事項の見直し、各種書類の削減、本部と署の業務分担の見直し等により業務の効率化を図る。

①都道府県警察の業務運営の効率化・組織化

警察行政の透明性の確保と 自浄機能の強化

5

非違事案等の未然(再発)防止対策の強化

①懲戒処分事案の情報共有制度の構築

全国警察が全国の教訓を共有するとともに、各都道府県警察の内部で非違事案情報の共有制度を確立する。

②部門横断的な再発防止策の検討・展開

「非違事案防止対策委員会」を設置し、再発防止策を検討・実施する。

③国民の声を活かした業務改革の推進

苦情・要望等を「委員会」で検討し、業務改善に活かすとともに、警察署協議会の意見を非違事案防止に取り入れる。

6

厳正な調査・検証の徹底

①厳正な調査・検証のための体制の拡充

②監察部門の独立性向上

③公安委員会が住民や専門家からの意見聴取を行うことができる仕組みの導入

④公安委員会による管理の強化のための適切な報告

非違事案の組織的隠蔽等を根絶するための取組

①警察署長・副署長等に対するサポート体制の充実

②都道府県警察本部による辞職承認手続の実質化

①内部通報制度等の活性化

内部通報制度の窓口を公安委員会に設置し、処理の一層の厳格化を図る。

②規律違反行為を自主的に申告した者に対する懲戒処分等の減免

③監督責任の実質化

証拠品や書類の取扱いに係る非違事案防止の徹底

①証拠品の厳格な管理・捜査書類の合理化

証拠品の本部による一括管理等により管理を徹底するとともに、各署の負担を軽減する。

②「証拠」の重要性等に係る教養の徹底

③地域警察における業務管理及び指導・支援の強化

地域警察における事案処理の組織的管理及び指導・支援を強化するとともに、評価の適正化を図る。

警察活動を支える 人的基盤の強化

9

警察職員の使命感と誇りを醸成する施策の推進

①被害者や国民を護ることについての使命感と誇りを高める教養

被害のおそれから市民を護った事例に学ぶなどして、警察職員としての使命感と誇りを醸成する。

②適正な業績評価による表彰・賞揚の推進

「悪しき件数主義」を排し、数字に表れない業績を適正に評価し、賞揚する仕組みを検討する。

③サービスに関する規則の見直し等の推進

サービスに関する規則につき、社会情勢等に即した見直しを進め、職員が自らの行動の在り方を考え律することを促す。

10

警察官の採用等の在り方の見直し 及び女性警察官の採用・登用の拡大

①女性警察官の採用・登用の拡大

女性を積極的に採用し、能力の高い女性警察官を積極的に登用する。

都道府県警察の「女性警察官の採用・登用の拡大に向けた計画」の前倒し達成を図る。

①採用及び初任教養の在り方の見直し

警察官としての適性をより的確に評価する仕組みを検討する。

11

職務執行の中核たる中堅幹部 (警部・警部補)の資質の向上

①厳格な昇任管理の徹底等

厳格な昇任管理を徹底するとともに、警部補の職制の在り方等について検討する。

②業務管理能力の向上を図るための各種教養の強化

中堅幹部としての業務管理能力等を向上させるための教養を強化する。

12

警察組織における 適切なコミュニケーション方策の推進

①レクリエーション等の実施に当たっての留意事項の策定等

職員相互の絆を強め、組織を活性化するためのレクリエーション等について、時期や場所等に関する留意事項を定めるなどにより、有事即応に万全を期す。

②職員等の絆を強める効果的なコミュニケーション方策の推進

③職員の生活及び将来設計の不安、悩み事の解消に向けた支援策の推進